

国立研究開発法人国立環境研究所廃棄物管理規程

平成14年12月24日	平14規程第77号
平成18年4月1日	一部改正
平成23年3月31日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正
平成28年3月31日	一部改正
平成30年5月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和3年3月24日	一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）において発生する廃棄物、実験廃水等の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物
- (2) 循環資源：廃棄物及び研究所の業務に伴い副次的に得られた物品のうち有用なもの
- (3) 実験廃水：実験廃液等取扱要領（平成21年3月1日 廃棄物管理専門委員会）（以下「実験廃液要領」という。）3（1）に規定する実験廃水
- (4) 個別実験廃液：実験廃液要領3（2）に規定する個別実験廃液
- (5) 廃棄物等：前4号のいずれかに該当するもの

2 この規程において「ユニット長」とは、国立研究開発法人国立環境研究所職務権限規程第16条に規定するユニット長をいう。

(他の法令、規程との関係)

第3条 研究所における廃棄物等の管理については、この規程によるもののほか、廃棄物処理法その他の関係法令及び研究所の関係規程の定めるところによる。

(職員等の責務)

第4条 研究所において勤務する全ての者（以下「職員等」という。）は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本理念にのっとり、かつ、本規程に定める事項を遵守し、研究所における廃棄物等の発生をできる限り抑制するとともに、循環資源の循環的な利用及び廃棄物等の適正な処分を推進しなければならない。

第2章 責任体制

(理事長)

第5条 理事長は、研究所における廃棄物等の管理を総理する。

(廃棄物総括管理責任者)

第6条 研究所における廃棄物等の管理業務を適切かつ円滑に行うため、研究所に廃棄物総括管理責任者を置くこととし、総務部長をもって充てる。

- 2 廃棄物総括管理責任者は、研究所における廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び廃棄物等の適正な処分を推進するために必要な啓発及び連絡調整を行うとともに、廃棄物等の処分（外部委託によるものを含む。）が適切に行われるよう指揮監督しなければならない。

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第7条 理事長は、廃棄物処理法第12条の2第8項に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を指名するものとする。

- 2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃棄物総括管理責任者の職務のうち特別管理産業廃棄物の管理に係るものを分掌するとともに、研究所内に保管中の特別管理産業廃棄物の種類及び量を把握する等により特別管理産業廃棄物の適正な管理を行わなければならない。

(ユニット長)

第8条 ユニット長は、その所掌する組織及び施設において発生する廃棄物等の発生の抑制、再使用の推進に努めるとともに、当該廃棄物等が適切に分別され、指定された場所に搬出されることを確保するため、職員等に対する指導、啓発その他必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物管理専門委員会)

第9条 研究所における廃棄物等の管理に関する重要事項について、理事長の諮問に応じ調査審議し、及び理事長に意見具申するため、環境管理委員会の下に廃棄物管理専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

- 2 専門委員会は、廃棄物等の管理について専門的知見を有する役職員の中から理事長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門委員会の庶務は、施設課が行う。

第3章 廃棄物等の処理

(廃棄物等の分別、搬出、保管)

- 第10条 職員等は、別表に定めるところにより、廃棄物等を分別し、必要に応じて洗浄、梱包、表示その他の措置を講じた上で、指定された場所に搬出しなければならない。
- 2 廃棄物等の搬出及び保管に当たっては、廃棄物等の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を生じることのないよう適切な措置を講じなければならない。
- 3 特に留意して取り扱わなければならない実験系廃棄物等については、別に定める取扱要領に従って、分別、保管等を行うものとする。

(廃棄物等の処理)

- 第11条 廃棄物等の処理に当たっては、別表に掲げる処理等所管部署ごとに、関係法令の規定を遵守し、環境保全上の支障を生じることのないよう適切な措置を講じなければならない。
- 2 研究所における廃棄物・廃水処理施設の管理は、別に定める廃棄物処理施設管理要領に従って行うものとする。

(外部委託処理)

- 第12条 廃棄物等の処理を外部に委託して行う場合には、委託の対象となる業者の許可証及び処理施設等を確認した上で、収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ契約を締結するとともに、産業廃棄物については、廃棄物処理法第12条の3第1項の規定に基づく産業廃棄物管理票を作成し、当該委託処理業者に交付しなければならない。
- 2 委託処理業者から返送された産業廃棄物管理票の写しは、廃棄物処理法第12条の3第6項の規程に基づき、5年間保存しなければならない。
- 3 廃棄物総括管理責任者は、委託処理業者から産業廃棄物管理票の写しが返送されない場合その他委託した廃棄物の処理が適正に行われていないおそれがあると認められる場合には、当該委託処理業者に対して調査・確認を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 産業廃棄物管理票は、電子マニフェストによるものとする。

(管理簿の作成)

- 第13条 廃棄物総括管理責任者は、研究所における廃棄物の処理に関する業務を適切に管理するため、事務担当者に命じ、廃棄物処理業者に委託して処理した廃棄物の種類毎の委託年月日、委託量、運搬業者名、処分業者名、処分方法を記載した管理簿を作成し、5年間保存しなければならない。

第4章 その他

(放射性廃棄物の取扱い)

第14条 放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物の処理については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第21条第1項の規程に基づく国立研究開発法人国立環境研究所放射線障害予防規程の定めるところによるものとする。なお、放射性物質によって汚染された環境試料等については、国立研究開発法人国立環境研究所放射性物質によって汚染された環境試料等に関する分析・実験等安全管理規則及び放射性物質によって汚染された環境試料等の持込み・取扱い要領の定めるところによるものとする。

(核燃料物質の取扱い)

第15条 核燃料物質及びこれによって汚染された廃棄物の処理については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第56条の3第1項の規定に基づく保安規程の定めるところによるものとする。

(本部外の実験施設等)

第16条 本部外の実験施設等において発生する廃棄物等は、それぞれの施設等において処理するものとする。但し、福島南相馬実験室において発生する廃棄物等は、承認された研究計画に基づき本部又は福島地域協働研究拠点に持ち帰り、それぞれの施設において処理するものとする。

(細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、廃棄物等の管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成14年12月24日から施行する。

改正附則（平成18年4月1日）

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則（平成23年3月31日）

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則（平成27年4月1日）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則（平成28年3月31日）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

改正附則（平成30年5月1日）

この改正は、平成30年5月1日から施行する。

改正附則（平成31年4月1日）

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

改正附則（令和3年4月1日）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第10条)

区 分			具 体 例	搬出・保管場所	処理等所管部署	備 考		
非 実 験 系 廃 棄 物 等	可燃ごみ		一般廃棄物	紙くず、紙パック、木くず、布類、割箸等	ごみ回収ボックス	施設課	所内ゴミ(主に日常的なごみ)の分け方、出し方による	
	プラスチック容器等		一般廃棄物	カップ麺・コンビニ弁当の容器、菓子の袋等				
	生ごみ		一般廃棄物	茶殻、残飯、果物の皮、コーヒーかす				給湯室
	古 紙	上質紙		循環資源	コピー用紙、コンピューター用紙等	ごみ回収ボックス 及びその周辺		施設課(業者買取)
		雑誌		循環資源	カタログ、報告書、製本冊子等			
		新聞		循環資源				
		雑用紙		循環資源	チラシ、包装紙、封筒、空き箱等			
		ダンボール		循環資源				
		シュレッダーごみ		循環資源				
	アルミ缶		循環資源	アルミ缶(飲料)のみ	ごみ回収ボックス 及びその周辺	施設課(業者回収)		
	スチール缶		循環資源	スチール缶(飲料)のみ				
	ペットボトル		循環資源					
	一般ガラス等		産業廃棄物	ビン、ガラスコップ、板ガラス、急須、湯のみ、陶磁器くず等	ごみ回収ボックス 及びその周辺	施設課		
	金属くず		産業廃棄物	鉄片、アルミホイル、菓子缶、スプレー缶、魚缶類、飲料以外のアルミ・スチール等				
	廃プラスチック等		産業廃棄物	蛍光ペン、ゴム製品、手袋(ゴム・プラスチック)等				
電池		特別管理産業廃棄物	乾電池、ボタン電池等					
蛍光灯・電球等		特別管理産業廃棄物	水銀・蛍光灯、水銀温度計等					
プリンター用トナーカートリッジ		循環資源		各設置場所(直接業者が回収)			各ユニット(業者回収)	メーカー別に分ける
家電・什器類		産業廃棄物	テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機、パソコン、机、椅子、本棚等	各ユニット	各ユニット			
実 験 系 廃 棄 物	実験ガラス		産業廃棄物	実験用ガラス器具、試薬ビン(洗浄してあるものに限る)	ごみ回収ボックス	施設課	所内ゴミ(主に日常的なごみ)の分け方、出し方による	
	不活化した遺伝子組換え体を含む廃棄物		一般廃棄物			遺伝子組換え実験安全管理委員会	遺伝子組換え実験安全管理規則の定めるところによる	
	PCB廃棄物		特別管理産業廃棄物	PCB試薬類、PCB含有電気機器(トランス・コンデンサ類)、PCB含有動物屠体等	施設課と協議	施設課	PCB管理指針の定めるところによる	
	廃試薬		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物	不用となった試薬等	各自で保管	安全管理委員会(総務課)		
	実験動物、床敷、注射針等		一般廃棄物	動物屠体・臓器、床敷等(有害物質の含有なし)	化学物質管理区域内(一時保管) 各冷凍冷蔵庫等(一時保管)	施設課	化学物質管理区域施設利用要領の定めるところによる 感染性等廃棄物の取扱要領の定めるところによる	
			特別管理産業廃棄物	動物屠体・臓器、床敷等(有害物質含有)、注射針・メス等の鋭利なもの、血液・血液製剤等				
	実験廃水汚泥		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物	実験廃水処理施設での処理により排出された実験廃水汚泥	廃棄物・廃水処理施設			
	実験系可燃ごみ		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物	有害物質(薬品)を拭き取ったウエス及び紙くず等	ごみ回収ボックス周辺			
	個 別 実 験 廃 液	有機系		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物	廃棄物・廃水処理施設1期場内 廃液 置場	施設課	実験廃液等取扱要領の定めるところによる 有機系 赤:炭化水素系廃液、含ハロゲン系廃液、その他引火性がある廃液 緑:廃油(引火性がないものに限る) 青:その他引火性がない廃液 無機系 黒:廃酸系廃液、重金属系廃液 茶:廃アルカリ系廃液、シアン系廃液 黄:水銀系廃液 ※個別実験廃液の受け渡し日時等については、別途施設課の指示による。	
			その他	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物				
無機系		水銀系	特別管理産業廃棄物	水銀の化合物を含む廃液	施設課と協議			
不燃ごみ		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物	有機物含有若しくは付着したもの(金属くず、ガラス、石綿、陶磁器、シリカゲル等)					
そ の 他	一般廃油		産業廃棄物	重油、機械油、潤滑油、グリス、切削油、動植物油脂等	廃棄物・廃水処理施設			
	高燃焼性廃油		特別管理産業廃棄物	揮発油、灯油、ガソリン、軽油等				
	その他の廃棄物			上記のいずれにも該当しないもの	施設課と協議	各ユニット(施設課と協議)		
実 験 廃 水	一般実験廃水		特殊実験廃水以外の実験廃水	各室の実験流し	施設課(下水道放流)	実験廃液等取扱要領の定めるところによる (水質汚濁防止法、つくば市下水道法条例等)		
	特殊実験廃水		特殊実験廃水処理施設に接続された廃水	各排水口に排出				